

第八回 参議院 法務委員会 會議 録 第三号

昭和二十五年七月二十五日(火曜日)午前十時四十四分開会

本日会議に付した事件

○鉄道公安職員の職務に関する法律案(衆議院提出)

○土地家屋調査士法案(衆議院提出)

○委員長(北村一男君) それではこれより委員会を開会いたします。

先ず衆議院を通過いたしました鉄道公安職員に付託になりました鉄道公安職員の職務に関する法律案、並びに土地家屋調査士法案について、衆議院の阿部法務委員長から提案理由の御説明を頂きたいと思ひます。

○衆議院議員(阿部俊吉君) 只今議題となりました鉄道公安職員の職務に関する法律案の提案理由を申し上げます。

終戦後道義の頹落、犯罪の激増は一般的傾向となつてゐるのであります。日本経済の動脈たる鉄道に関する犯罪も、昨年は実に四十二万件という誠に憂慮すべき状態にあります。なかんずく多府県にまたがる集団的兇悪犯罪、輸送知識を利用する大規模な悪質知能犯の横行は、終戦後における鉄道犯罪の一大特色となつてゐるのであります。

然るに、鉄道財産を保護し輸送の秩序と安全を守る鉄道公安職員の捜査権限は、現行法上車に列車と停車場における現行犯のみに限定されておりますため、その機能を殆んど發揮することができない關係にありますから、ここ

に鉄道犯罪の特殊な性格に應じ、鉄道公安職員の捜査権限を合理的に調整し、以て鉄道犯罪及び事故を防止して鉄道治安を確保し輸送の機能を十分に發揮し国家再建の一助たらしめんがため、本案を提出するに至つたのであります。

以下法案の内容を簡単に御説明申し上げますと、第一に、鉄道公安職員は、日本国有鉄道の施設内に発生した犯罪、日本国有鉄道の運輸業務に対する犯罪について、非現行犯であつても捜査する権限を有することとしたのであります。

第二に、鉄道公安職員の捜査は、刑事訴訟法の定める司法警察職員の捜査に関する規定に準じて行ふのであります。日本国有鉄道の施設外で捜査を行うことはできないのであります。

第三に、鉄道公安職員は、先程申し上げましたように、例えば昨年度について見ても四十二万件もの犯罪と取組み、日常兇悪犯と戦つており重要な隘路、橋梁、発電所を警備するにも空手でこれに當つてゐる現状なのであります。その職務の性質上常に危険にさらされてゐるのでありますから、その職務を行うため小型武器を携帯使用することができるようになつたのであります。

第四に、鉄道公安職員と警察職員とは互に協力すべきものといたしました。最後に鉄道公安職員は、法務総裁と運輸大臣が協議して定める基準に従つて

て、日本国有鉄道総裁が推薦し運輸大臣がこれを指名するのであります。その捜査に關しては運輸大臣が監督することにしたのであります。

尙本法案は、第七回国会以来衆議院法務委員会の小委員会において引続き審査を續けて参つたものであります。その間關係各機關の意見も十分聴取し、七月二十一日運輸委員会との合同審査を終え、法務委員会提出法案と決定いたしましたのであります。何とぞ、慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

次に土地家屋調査士法の提案理由を説明いたします。この度、地方税法及び土地台帳法等の各一部改正によりまして、土地台帳、家屋台帳が税務署から登記所である法務局又は地方方法務局に移管されることになりました。土地台帳、家屋台帳に記載される事項は、不動産登記の目的たる諸権利の基礎である事実關係を示すものであります。従来におきましても土地、家屋の調査測量をいたしておりました者は、各税務署の嘱託としてこれを行ひ税務署の人員費、旅費等の費用を節し、又その専門的技術を生かして土地台帳、家屋台帳への申告、図面の作成に當つていたものであります。何れもその資格に關して法的根拠がなく、如何わしい者もこの調査測量を行なつていたものであります。この際土地台帳及び家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に關する調査、測量及び申告手続が的

確に行われるか否かは、国民の權益並びに国家経済にも極めて重大な影響を及ぼすこととなるため、本法によりまして土地家屋調査士の制度を新たに法制化したものであります。

尙このような制度設立につきましては、先きに昭和十六年より五回に亘り請願が提出され、その都度採択されてその立法化が政府当局に要望されてい

たものであります。衆議院法務委員会におきましては、土地台帳法等の一部改正に伴ひまして、この土地家屋調査士の制度の必要性を認め、土地家屋調査士法立案に關する小委員会を設け測量士、司法書士等關係各方面とも種々協議いたし成案を得た次第であります。

次に法案の内容につきましてその大要を御説明申し上げます。先ず土地家屋調査士の業務の内容如何であります。が、それは土地台帳又は家屋台帳の登録に必要な土地、家屋に關する調査、測量又は申告手続をいたすことであります。従ひましてこのような業務を行います者は、測量に關して十分な技能を有する者でなければなりません。主として測量に關する技能を有する者を有資格者とし、尙資格認定については公開試験制度をも採用しております。

次に土地家屋調査士としての業務を行いますには、法務局又は地方方法務局に備へた名簿に登録を受けまして、事務所を設置いたすことになつてあります。調査士は、みずからの品位保持、業務の改善進歩を図るため、調査士会及び全国の連合会を設けることができ、各調査士は任意にこの会に入会し得ることとなつております。

調査士がその業務を執行するに當りましては、業務の依頼に應ぜねばならず、又虚偽の調査、測量をしてはならないのであります。本法違反に對しては法務局長又は地方方法務局長より戒告、業務停止、登録取消等の制裁を受けるのであります。業務停止、登録取消の場合には、当該調査士は公開による聽問を求めることができるようであります。

尙、現在土地家屋に關する調査、測量、申告手続を業としてゐる者は、昭和二十七年九月三十日まではその業務を行うことを認められ、更に法務局、地方方法務局長の選考を受けて、本法による調査士となることのできるものであります。以上法案の大要を御説明申し上げます。

本法案は、御承知のように先に第七国会において衆議院におきまして立案可決され、参議院法務委員会におかれても可決せられました。土地家屋台帳法等の一部改正法律案と共に、本會議においてその議決を見るに至らなかつたものと殆んど同一内容のものであります。何とぞ慎重御審議の上速かに御可決あらんことをお願いいたします。

○委員長(北村一男君) 只今御説明を頂きました両法案について質疑のおありの方は御発言を願ひます。

○鬼丸義齊君　私は只今提案になりましたる鉄道公安職員の職務に関する法律案に関しまして、この際資料の提出を求めたいと思います。それは昭和二十三年に制定されましたる警察官等の職務執行規定に基きましてこの規定ができましてから以来、拳銃使用によつて殺傷事故の起りました件数、並びにこのピストルを警察官が使用することによつて生じましたる被害の件数、この一つ今日までの総件数を照会して本委員会の方に御発表をお願いいたします。

それから尙丁度この鐵道公安職員の職務に關しまする法律と相並んで、今日すでに大蔵委員會の方に關稅法の一部を改正する法律案がやはり委員會において審議をしておるのであります。が、この關稅法の一部を改正する法律案中におきまして、この鐵道公安職員の職務に關する法律案の第八条に該當いたしまする公安職員の武器使用に對しまする規定がやはり設けられておるのであります。關稅法の一部を改正する法律案のいわゆる税関官吏の武器

かつたのでありますが、法務委員会も合同審査で参加いたしましたして、当時参議院の法務委員会といたしましては全議員この法案に対して反対の意見を述べましたけれども、遂に多数を以て通過いたしましたのであります。その法律が制定されました後に間もなく、我々の当時反対しておりました趣旨によつて心配しておりましたように続々被害が起りましたために、相当深刻なる批判を受けておる法案だと思ひます。前回法務総裁の答弁によりますと、目下その点に対して研究中であり大體改正の考へであるということに承わつておりますけれども、その途上において今度鉄道公安職員の規定に新らしくそれが設けられ、又関稅法の一部改正に對しましても設けられるのであります。この改正に對しましては政府の方においてこの程度にしか改正しないのであるか、或いは又改正するについてはこれは百尺竿頭一步を進めた抜本的な改正を考へておられるのであるか、この点を一つこの際一應承わりたいと思ひます。

○委員長(北村一男君) 鬼丸委員に承わりますが、今御出席になつておるのは衆議院の議員提出になつておりますので、法務委員長並びに法務委員会の方でございしますが……。

○衆議院議員(安部俊吾君) お答え申上げます。この鉄道公安職員の職務に關する法律案の中の小型武器を携帯しなければならんというのは、実は職員がの公安官というものがあつて、從來は單に列車内に暴動的な、集團的な妨害があるとか、或いは又いろ／＼な銃であるとかそういうようなものを竊盜するのが多かつたというようなことで、この鉄道職員の中より公安官というようなものを設けまして、そうして單に停車場内であるとか或いは又その列車内だけの現行犯だけを取締るような制度であつたのであります。現在におきましては非常に鐵道に關する犯罪が多くなりまして、先程も御説明申上げましたように四十二万件というような多い犯罪があつたのであります。而もそれが他府縣にまたがる集團的な犯罪が多いのであります。又それが智能犯的な傾向があるのであります。そういうように小型武器も持たしんようなものであつては甚だ職務を遂行するのに支障を來すというやうな現在からいたしまして、今回は單に停車場であるとか或いは又列車内であるとかを問はず、苟くも鐵道の沿線内における犯罪に關しましては捜査することもでき、又逮捕することもできるやうにすると同時に、警官と同様な武器

結果いろいろ／＼な突発事件が起きたといふようなわけでありまして、武器を携帯したがためにそういうようなことがあるわけじゃない、そういうような個人的欠陥のあるものとか、そういうような過失を行なつた者があるのでありまして、若しこれがよく訓練を施しまして、例えば第一回におきましては威嚇的に空中に発砲するとか、それでも尙且停止しないとか或いはその逃走を継続する者に対しては足部の方に発砲する、それでも尙且止めなければ正当防衛においてその拳銃を使用する、こういうような訓練が行き宜りましたならばそういうような／＼只今御指摘になりましたような事件が少なくなると思ふのであります。警官の本来の職務を遂行するにはどうしても最小限度におきまして小型な武器を携帯する必要があると思ふのであります。又税関の方にいたしましても私共はやはり鉄道の公安職員が必要のように、これもそういうような小型武器を携帯することが必要と思ふのであります。

○鬼丸義賢君　只今衆議院の法務委員長の御説明がありましたので衆議院の法務委員会におかれましても、恐らくはこの点に對しましては非常な大きい関心と慎重なる御研究の結果、提案されたものだと思ふをいたします。只今

もう殺害であります。それが第一着であり、その後、私の少くとも聞いております新聞を通じて知る範囲におきます事故といったしましては、恐らく十件以上に及んでおることは確かであります。すでに警視庁管内におきましても確か二件か三件拳動不審者の誰何によつて警察官が武器を使用して殺傷をした、いわゆるピストル使用によつて、法令行為によつて殺傷いたしましたことがあります。ところが刑法の三十五條に従ひまして、いうまでもなくその武器使用によつて生じた殺傷については法的責任がないのであります。それ故に事件の終末はどんな手續によつてゐるかは私も知っておりませんが、少くともこの法令行為として多分不問に付されておると思います。そこでこれは在野法曹間における極端なる人の批評でありますが、私共非常官帶剣規則によつて嚴格にこれを規定されておつたのであります。然るに今警察官の教養程度においても、一方においては憲法に一般に生命身体に対する最大の尊重さるべき人命及び自由の保護があるにも拘わらず、警察官のいわゆる武器使用に対する法令行為として両院がこれを承認したことは、何を

問……。

○鬼丸義齊君 政府に対する質

○委員長(北村一男君) 政府でなしに、衆議院の法務委員会の御見解を御発表願つても差支えないのですか。

○鬼丸義齊君 結構でございます。

○委員長(北村一男君) それでは一つその点についてお考えがございましたら……。

を持つことが必要だというのであります。只今御指摘になりましたような、二十三年度のこの拳銃とかいうものを警官が携帯するようになつてからいろいろな怪我人が起きたというようなことがありますが、併しそれはいろいろな警察官の誤りであつて、例えば警察官がその拳銃を磨いておる場合に誤つて人を傷けたとか、或いは又酒乱の

の説明に従いますと、警察官にピストルの使用を許した後に起つた事故としては、大體警察官個人の過失による場合の事故だと御指摘になりましたが、私の知る範圍におきましてはすでに二十三年の何月でありましたか、あの法案が施行になりまして間もなく二ヶ月を経ずして先ず最初に静岡県において起つたと思つております。これは

出しても今ならもうわけなく通るのだという、こういうような極端なる実情は酷評を受けたことがある。これは私共當時、先程も申し上げました通りに少くとも参議院の法務委員会としましては猛烈な反対をしたにも拘わらず、実は遂にあの法案が通過してしまつたのであります。施行後間もなくそうした現実の過りが沢山できまして、私の聞

いております範圍においては、すでに國警の幹部においてこれではいけないのだから何とかこれは使用については改正をせねばならぬであらうというように、研究をしておるというところと聞いております。前回法務總裁もその点は私の質疑に対してお答えになつておりました、これはもうどうあろうとも少くとも人命を奪ひ身体に傷害を受けるということに對しましては、救養高き裁判所が慎重審議をした後、その確定判決がなければできないに拘わらず、一警察官の救養低き者の判断によつて、直ちに殺傷の行為が而も法律行為となるにつきましては、やはりこの刑法の三十八條、三十九條の正当防衛若しくは緊急避難の範圍において私は少くとも限度を決めて行かなければ危険ではないか、かように思つておるのであります。委員長先例に對して御関心がなかつたとは存じませんが、事実この資料を取寄せますと、使用によつて殺傷の被害を蒙つておりますのが最近あることは私聞いております。

●衆議員議員(安部俊吾君) 鬼丸委員の御質問御尤であります。私共至極同感に堪えないのであります。ただこの法律を施行するものは差當つて警察官でありまして、要するに警察官そのものが法律といつてもいいのであります。こゝういふような警察官に對しては、十分彼らがその職務を執行する上において自身の安全を保障しなければならぬのであります。又拳銃なら拳銃といふものの使用方法におきましても十分なる訓練を與えて、そうして苟くも本来の目的を逸脱してそうしてこれを濫用しないように取締ることにいたしましたならば、その弊害もなにも思ふのであります。この点を御了承頂きます。

●鬼丸委員君 それから尙突は前回の審議のときに私共申上げたのですね、やはり刑法にありまします例の過剰防衛の規定も突はない、そのまゝやつてよろしいというだけで打切つて、刑法の三十八條、三十九條の正当防衛、或いは緊急避難の場合における過剰の殺傷に對します責任規定も突は作つてない。かたゞ、余りにも広汎と言いますか自由にしてありますので非常に私杞憂いたしました、不幸にしてその杞憂が當つておりますので、速かにこれを改正して貰わなければならぬと考へております。今日資料を委員會の方から請求いたしますと共に、政府の方の意向も又十分に承つて本案の審議に當つて行きたいと思つております。

●衆議院議員(佐瀬昌三君) 簡単に補足的に私から只今の鬼丸委員の御質問に對してお答えいたします。おつしやの通り人権擁護の上から見たら、警察官の小型武器使用が甚だ遺憾な不祥事を惹起しておるという例は若干あるようです。現にその最も典型的なものは浦和地裁判例で過失傷害致死罪として今審理中でありまして、かように當局はやはり嚴にその使用を戒めてやむやに結果を齎らずに、糾すべきものは糾しておるようであります。併し尙そいつたような刑事裁判による以外に、これらに對する行政的処置とか使用の限界をもつと制度上明確にするといふようなことも対策として、これは当局が只今御發言にあつたように研究中のうちに承つております。突はか

●一松定吉君 今鬼丸委員の御質問の點に關して私も少し疑義を質して置きたい。この八條を特に設けなければならぬ理由を一つ承わりたい。なぜ刑法の三十六條、三十七條の規定では満足ができないのか、こゝういふ立派な規定があるにも拘わらず、この第八條といふような規定を設けるから、今鬼丸君の言ふような疑問が生ずる。而して刑法の三十六條、三十七條といふ法文の解釈については、もう法曹界においてこれは多年に亘つて幾多の判例も出ている。そして警察官が武器を使用している／＼な事故が起つたときに、それが刑法の三十六條に當るか三十七條に當るかといふようなことは、いろいろ研究を遂げているのであるからして、その刑法の正当防衛並びに過剰防衛の規定だけあれば私は十分だと思ふのに、然るにこの第八條を特に設けなければならぬ理由、それを一つ説明して頂きたい。どういふわけで刑法の第三十六條、第三十七條では不十分なのか。だからこゝういふ規定が要る、或いは第三十六條、三十七條ではこゝういふ點について欠陥がある、それだから第八條が要るのだといふわけを一つ説明して頂きたいと思ふ。

●衆議院議員(佐瀬昌三君) 第八條は特に自己又は他人の生命又は身体の保護に關し、止むを得ない必要がある場合を除いては、鉄道公安職員は武器を使用してはならないといふ趣旨の規定であります。勿論只今一松委員から御質疑がありましたように、刑法の一般規定に委ねてもいいわけでありまして、鉄道公安職員は本法によつて特にその武器の使用法を認めるといふ第七條の規定を設けるために、その鉄道公安職員が武器を使用する限を、やはりこの法律自体において一応明確にして、只今たゞ／＼御質疑がありましたように、その濫用等によつて人命を損傷するやうな不祥事を予防するために、いわば訓示規定として明確に置いていた方がいいではないかといふやうな趣旨に基いて第八條を規定した次第であります。

●一松定吉君 今あなたの言ふことで、私は尙私に分らんやうになる。私のお尋ねするのは刑法の三十六條、三十七條、これでは十分だ。然るにこれを排除して特別に八條の規定を設けるということについて何か特別に事情があるのかとお尋ねするのでありますが、それに対してこゝういふ七條の規定を設けた以上は、この武器を使用するに對する訓示規定の意味において八條を設けられるといふことであらば、まず／＼この法律の運用に對して關係者をして異議を生ぜしめるのです。そのあなたのやうな御趣旨であれば、第七條の武器使用に對する運用に關する説明を、刑法第三十六條、第三十七條に當てて納得の行くやうに教えてやれば、それでいいわけですか。特に八條といふものを設けるから、何か三十六條、三十七條と第八條とは細工があるのかやうな氣持を持つからして、今鬼丸君の言ふやうな議論が出て来る。私はこの八條は當然刑法三十六條、三十七條の規定に包含されておるのでこゝういふものを設ける必要はない。第七條の規定があつて小型の武器を携帯することができるといふことだけでよい。その小型の武器を携帯しておつてどういふものにこれを使用すべきかといふことは、一々具體的に例を挙げて説明をして置く必要はないわけですか。今あなたの言ふやうに第七條を設けたから第八條を設ける必要があると言ふなら、第八條だけでは分らん。汽車の乗務員だとか或いは警察官の知識では分らん。この刑法三十六條、三十七條の解釈でさえも専門家が随分これに頭を悩まして研究し慣例もできておる。それにこれよりもつと簡単な八條の規定を設けただけでは、却つて解釈上疑義を生じてよくないのではないかと。むしろこれは削つて刑法三十六條、三十七條の規定に委したらそれの方が完全だといふ考へ

るのであるが、どうしてこれをその三十六条、三十七条があるのに、細工的にこういふような規定を設けるか。若しこれを設けたとしてもこれなら危険です。やはり三十六条、三十七条のような詳細な、納得のできるような、解に疑いのないように規定しなければいけない。こう私は考えるがもう一遍御意見を願ひしたいと思います。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 曾て暴力行為取締法なる法律案におきまして、正当防衛或いは過剰防衛に対する刑法の一般規定では明確にならない場合があるといふので、特別にその点に關する規定を設けた先例がござい、ます。法律があるならば實際三十三、三十七条等によつてかなりその限界が明確になるのでありますけれども、一般の公務員にそういつたような知識を求めることは實際に困難ではないか、疑いを一掃する意味において特別に規定を設けることが必要であり、且つ妥當ではないかといふような趣旨に基いて、かような特別な規定が設けられることに相成つておると思ふのであります。現に只今申上げました法律以外において、極めて本法案と類似性を持つた海上保安庁法において十九条と二十条に、本法案の七条と八条と全く同趣旨の規定を設けた次第でござい、まして、要するに嚴格な法理論から申せば、勿論一松委員がお尋ねのような刑法の一般規定で賄ひ得るのでありますけれども、尚かような先例に従つて本法案も明確にする意味において第八條を設けた次第でござい、ます。

○一松定吉君 明確になつておらんので、まずく不明確になるのだね。一体この八条の規定を今あなたのような解釈をするといふことになる、刑法三十六、三十七条の規定があるけれども、それでは解釈もできないようなところがあるんだからとおつしやつたようですが、若しそうであるならばどこが解釈できないか、それを一つ明らかにして貰ひたい。私はこの八条のような規定を設けるからその小型武器を使用したようなときにいろいろ疑問が起る。例へば止むを得ない必要がある場合を除いては武器を使用することができないのだから、止むを得ない必要がある場合ならば武器を使用してよしい。そうすると止むを得ない必要があつたのだといふようなことは、その武器を使用した人の主観的にこれに果して止むを得ない必要があつたのであるかどうかといふことを判断するの、それによつて過失傷害とか過失殺傷とかいふような問題も起つて来る。だからしてこの八条があるに却つて曖昧模糊になつてよくないのじやないかといふことが私の疑問なんです。むしろこれはなくて刑法の三十六、三十七条にこれできちんと当て嵌つて、すべての行動がこれで準用ができる。然るにあなたのおつしやるには、海上保安庁法の規定はこういふことがあるから、何があるからといふことで、これを設けることの理窟にはならんです。何故かといふとさういふものがあつても、そのことがよくなければそんなものは運用しない方がいい、そんなものは運用しない方がいい。だからして外に規定があるからこれをやるのだといふようなことでは、私は共はむしろこういふものではなくて刑法の三十六、三十七条に正当防衛、過剰防衛といふもの

のについては、立派に余すところなく規定され而も解釈も一定しておるのだから、むしろこの方が重要ではないか。然るにこういふ三十六、三十七条のこれ以外に八条といふものを設けるが止むを得ない必要があるといふ認め、るのですといふようなことで、発砲して人を殺すといふようなときに一体どうなるか。正当防衛になるか、過剰防衛になるかといふような点に疑いが生ずるのであるから、私の今の疑問が生ずるわけですが、もう一遍一三三六、三十七条の規定と八条との規定を比較して三十六、三十七条では不十分だ、これだけでは武器使用についての運用ができないのだといふ、そこを一つ釈明して貰ひたいと納得がいかな

○衆議院議員(佐瀬昌三君) この根本精神を一応申上げて置きたいのであります。先程先委員から御指摘になつたように、この小武器の携帯使用といふものは人命に重大なる影響があるために、相当使用の限界を明らかにしなければならぬ。といふのは人権擁護の根本精神から見て當然生ずる制約であらうと思ふのであります。さて刑法三十六等による過剰防衛若しくは過剰避難は、これは刑法学者或いは判例等においても相当疑問があります。が、殊に必ずしも過剰防衛、過剰避難の具体的な範疇といふものは明確にされてないものであります。而も法律の上から見ますと、正当防衛にせよ或いは緊急避難にいたしましても、相当これによつて保護せんとする法益の種類を上げておるのであります。一般の説にも認めておられますがごとくに、必ずしも権利の擁護といふ場合に限ら

ず、この重大な利益といふものは法益を認めて、そのための正当防衛や緊急避難は認めてよろしい。従つてさういふ法益に対する過剰防衛とか或いは過剰避難もあり得るということに実はなつております。そこでこの第八條はここに文理解釈が明らかにされておりますように、「生命又は身体保護に關し」といふふうに極めてそれを限定いたしまして、こゝに生命身体保護に關して止むを得ない場合には武器の使用を認めるといふふうに、法理的にこれを三十六以下の場合に比較するならば、非常に本法の第八條は限定的である。こう申上げて差支えないと思ふのであります。要するにそれは厳にこの小武器の使用を制限しよう、さうして人権の擁護を一面においては今よりさういふ立法精神に外ならぬのであります。従つて向この以外においては鐵道公安職員が武器を使用した場合はどうなるかといふ問題が起きた場合に、初めて刑法三十六以下の一一般原則によつてこれは解決するということになるのではないかと考えられることになり、決して第八條はさういふ観点から見ますならば、蛇足な規定でも不合理な規定でもないといふ共は考へておる次第であります。

○一松定吉君 さうしますとあなたの今御説明によると、この鐵道公安職員がここに規定してある自己又は他人の生命、又は身体保護に關してでなく、又他人の権利を保護するため、止むことを得るために発砲して人を殺した時分には、これはどうなるのですか。これは刑法の三十六で行くといふのです。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 刑法の一般解釈で行くべき場合は刑法に譲り、第八條の解釈で決まるべき限度においては第八條を適用して行くといふ考え方があります。

○一松定吉君 それならば、八条としては正当防衛の権利が認められておるといふ解釈になりますか。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 鐵道公安職員に關する限度においてはさういふ解釈も成立します。併しながら然らば刑法の一般適用が排除されておるかどうかといふことになり、そこを向法律上いろいろな解釈が出て来ると思ひます。

○一松定吉君 つまり私の解釈では、今あなたのおつしやるように生命の保護に關して、こちらは権利の保護に關して、三十六の権利の保護の方が生命の保護より範圍が広いといふのは、これは異論はないのです。さうすると生命身体保護に關しては八条によるのだが、それより範圍が廣くなつたときには三十六によるのだといふことになる、この鐵道公安職員の正当防衛の権利の行使は狭いのだ、さういふ趣旨と少し反對ではないかと私は思ふのです。私の解釈では、さういふうちに狭くしなくても折角三十六といふ立派な範圍の正当防衛権を認められたいものがあるのに、特にそれを小さくこれを分けて、それも窮乏に分けて、さうして生命の保護、生命の保護以外のときには、止むを得ない、緊急防衛のときには三十六による、今度は生命と身体保護のときだけは三十六の中に入るのだけれども、第八條で処理するのだといふことになるように思

うのだが、それよりもむしろ範圍の広い三十六条をそのまま準用した方が、この鉄道公安職員が職務を執行する上においてむしろいいんじゃないか、こゝろは思ふのだが、そこをもう一べん一つ明らかにして下さい。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 先程衆議院法務委員長からも具体的な事例について若干申し上げましたが、一般警察官の拳銃使用による事故というものは、大体が過失が多いのであります。併し中にはいわゆる威嚇発砲というものが程度を超えて人命身体を損傷するといふ場合も生じておるといふのが現況であります。そこで鉄道公安職員にかような過ちを再び、少くとも小銃器の濫用を起させない、それを防止するといふためには、一応この使用を認めた本法においては、その界限を明らかにするといふのは当然であらうと思ふのであります。さて刑法の一般規定に委ねるといふことになる、先程も申し上げた通り、又一松委員も御指摘の通り極めて広く使用することができ、具体的に申上げるならば財産の保護のためにときには拳銃を使用することができるといふことになる。そこで本法の第八條では生命身体というものに限定いたしまして、成るべくそういつたような重大な法益を保護するために、止むを得ない場合に一応限定して置く。よつて以て濫用される機会を少くしようといふのがこの法案の趣旨ですが、若しこれを刑法一般の原則に委して置くといふことであるならば、これは財産保護のために武器を使用するといふような事態が事実上多くなるのではないか。さういふならば必然的に濫用されて、人権侵害というやうな不祥事を惹

起する場合も多くなるのではないかと、いふのであります。要するに一松委員の御見解では、第八條を削つた方が警察官は非常に広く武器を使用することができ、それはいいかといふことに附着したものであります。それでは極めて濫用による不祥の事態が発生する機会が多いのではないかと、いふやうなことを恐れて、かように第八條に基いて成るべくそれを制約するといふ趣旨でこの規定を設けた次第であります。

○一松定吉君 そうすると三十七條の過剰防衛というやうなことは、この鉄道公安職員の使用に關しては規定が必要ないですか。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 刑法の一般規定に委せても一応いいといふやうな見解もありましようが、今申し上げましたやうに鉄道公安職員の武器使用を厳に戒めるというために、第八條による訓示的な規定を設けたのであつて、その意味においては刑法の一般原則の範圍内において特にかやうな制約的な規定を認める理由がある。刑法以外に拡大するといふことであるならば、これは勿論不合理なことでありまして、許されべきではないと思ふのであります。が、第八條以外の刑法の一般解釈によつて解決すべき分野もあるといふことは、これは法理的に当然生ずる問題であらうと考えます。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ちよつとそれに関連して、一松委員の主張なされる刑法の規定は、これは違法阻却原因といふ方から規定されておるものであつて、私は、立法の狙い、立脚点が違ふのじやないか。この公安職員の第八條は公安職員が武器を使用する場合の、これを訓示的に指定したものであつて、これは両方があつても矛盾はしないし、又煩雜でもないといふ場合に限つて武器を使用していいという武器使用の条件を出した刑法の規定は、これは違法阻却の行為が現れた場合に、その違法阻却原因、だから立法の狙い所が違つておると思ふのであります。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 刑法の一般規定に委せても一応いいといふやうな見解もありましようが、今申し上げましたやうに鉄道公安職員の武器使用を厳に戒めるというために、第八條による訓示的な規定を設けたのであつて、その意味においては刑法の一般原則の範圍内において特にかやうな制約的な規定を認める理由がある。刑法以外に拡大するといふことであるならば、これは勿論不合理なことでありまして、許されべきではないと思ふのであります。が、第八條以外の刑法の一般解釈によつて解決すべき分野もあるといふことは、これは法理的に当然生ずる問題であらうと考えます。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ちよつとそれに関連して、一松委員の主張なされる刑法の規定は、これは違法阻却原因といふ方から規定されておるものであつて、私は、立法の狙い、立脚点が違ふのじやないか。この公安職員の第八條は公安職員が武器を使用する場合の、これを訓示的に指定したものであつて、これは両方があつても矛盾はしないし、又煩雜でもないといふ場合に限つて武器を使用していいという武器使用の条件を出した刑法の規定は、これは違法阻却の行為が現れた場合に、その違法阻却原因、だから立法の狙い所が違つておると思ふのであります。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ちよつとそれに関連して、一松委員の主張なされる刑法の規定は、これは違法阻却原因といふ方から規定されておるものであつて、私は、立法の狙い、立脚点が違ふのじやないか。この公安職員の第八條は公安職員が武器を使用する場合の、これを訓示的に指定したものであつて、これは両方があつても矛盾はしないし、又煩雜でもないといふ場合に限つて武器を使用していいという武器使用の条件を出した刑法の規定は、これは違法阻却の行為が現れた場合に、その違法阻却原因、だから立法の狙い所が違つておると思ふのであります。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 刑法の一般規定に委せても一応いいといふやうな見解もありましようが、今申し上げましたやうに鉄道公安職員の武器使用を厳に戒めるというために、第八條による訓示的な規定を設けたのであつて、その意味においては刑法の一般原則の範圍内において特にかやうな制約的な規定を認める理由がある。刑法以外に拡大するといふことであるならば、これは勿論不合理なことでありまして、許されべきではないと思ふのであります。が、第八條以外の刑法の一般解釈によつて解決すべき分野もあるといふことは、これは法理的に当然生ずる問題であらうと考えます。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ちよつとそれに関連して、一松委員の主張なされる刑法の規定は、これは違法阻却原因といふ方から規定されておるものであつて、私は、立法の狙い、立脚点が違ふのじやないか。この公安職員の第八條は公安職員が武器を使用する場合の、これを訓示的に指定したものであつて、これは両方があつても矛盾はしないし、又煩雜でもないといふ場合に限つて武器を使用していいという武器使用の条件を出した刑法の規定は、これは違法阻却の行為が現れた場合に、その違法阻却原因、だから立法の狙い所が違つておると思ふのであります。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ちよつとそれに関連して、一松委員の主張なされる刑法の規定は、これは違法阻却原因といふ方から規定されておるものであつて、私は、立法の狙い、立脚点が違ふのじやないか。この公安職員の第八條は公安職員が武器を使用する場合の、これを訓示的に指定したものであつて、これは両方があつても矛盾はしないし、又煩雜でもないといふ場合に限つて武器を使用していいという武器使用の条件を出した刑法の規定は、これは違法阻却の行為が現れた場合に、その違法阻却原因、だから立法の狙い所が違つておると思ふのであります。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 刑法の一般規定に委せても一応いいといふやうな見解もありましようが、今申し上げましたやうに鉄道公安職員の武器使用を厳に戒めるというために、第八條による訓示的な規定を設けたのであつて、その意味においては刑法の一般原則の範圍内において特にかやうな制約的な規定を認める理由がある。刑法以外に拡大するといふことであるならば、これは勿論不合理なことでありまして、許されべきではないと思ふのであります。が、第八條以外の刑法の一般解釈によつて解決すべき分野もあるといふことは、これは法理的に当然生ずる問題であらうと考えます。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ちよつとそれに関連して、一松委員の主張なされる刑法の規定は、これは違法阻却原因といふ方から規定されておるものであつて、私は、立法の狙い、立脚点が違ふのじやないか。この公安職員の第八條は公安職員が武器を使用する場合の、これを訓示的に指定したものであつて、これは両方があつても矛盾はしないし、又煩雜でもないといふ場合に限つて武器を使用していいという武器使用の条件を出した刑法の規定は、これは違法阻却の行為が現れた場合に、その違法阻却原因、だから立法の狙い所が違つておると思ふのであります。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ちよつとそれに関連して、一松委員の主張なされる刑法の規定は、これは違法阻却原因といふ方から規定されておるものであつて、私は、立法の狙い、立脚点が違ふのじやないか。この公安職員の第八條は公安職員が武器を使用する場合の、これを訓示的に指定したものであつて、これは両方があつても矛盾はしないし、又煩雜でもないといふ場合に限つて武器を使用していいという武器使用の条件を出した刑法の規定は、これは違法阻却の行為が現れた場合に、その違法阻却原因、だから立法の狙い所が違つておると思ふのであります。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) 刑法の一般規定に委せても一応いいといふやうな見解もありましようが、今申し上げましたやうに鉄道公安職員の武器使用を厳に戒めるというために、第八條による訓示的な規定を設けたのであつて、その意味においては刑法の一般原則の範圍内において特にかやうな制約的な規定を認める理由がある。刑法以外に拡大するといふことであるならば、これは勿論不合理なことでありまして、許されべきではないと思ふのであります。が、第八條以外の刑法の一般解釈によつて解決すべき分野もあるといふことは、これは法理的に当然生ずる問題であらうと考えます。

○衆議院議員(猪俣浩三君) ちよつとそれに関連して、一松委員の主張なされる刑法の規定は、これは違法阻却原因といふ方から規定されておるものであつて、私は、立法の狙い、立脚点が違ふのじやないか。この公安職員の第八條は公安職員が武器を使用する場合の、これを訓示的に指定したものであつて、これは両方があつても矛盾はしないし、又煩雜でもないといふ場合に限つて武器を使用していいという武器使用の条件を出した刑法の規定は、これは違法阻却の行為が現れた場合に、その違法阻却原因、だから立法の狙い所が違つておると思ふのであります。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは刑法の一般問題に委して解釈すべきことではないかと私は考えます。

○一松定吉君 そうすると過剰防衛のときとかいふのは三十七條の一般に委せらる。そうでないものは三十六条に委せられないで、八條の規定が必要だと、こゝろ御趣旨ですか。

明なされたからあなたに特に伺うというわけじゃないのですが、これは政府委員から答えて頂ければよろしいのですが、今のような解釈で一つは違法阻却の規定であり第八條は職務執行に關する規定だということになると、今鬼丸君のような説明ができる。第八條の止むを得ない必要がある場合には武器を使用することができ、こういふことになる。必要ある場合を除いては武器を使用することができ、こういふことは、半面からいえば必要があるときには武器を使用することができ、必要のある場合に武器を使用するといふことを認められた以上は刑法の三十五條のいわゆる正当防衛権の行使といふことになつて、それによつて人を殺害しても犯罪は成立せんといふことになるのですから、この三十五條と八條の規定を比較してみると、今のような三十五條は違法阻却であり八條は云々という解釈は成り立たん。だからして八條の規定を生命、身体保護に關して止むを得ない場合に武器を使用することができ、こう解釈する。武器を使用することができたときには、三十五條の法令又は正当の業務によりなしたる行為はこれを罰せずといふことになるのですから、八條の規定だけでは三十五條の原則的な正当防衛権の行使になつて、三十六條とか三十七條という解釈の余地がなくなつて、それで今鬼丸君の疑問は私も賛成であります、そういう点について明確なお答えを願ひたい。即ち質問をもつと明らかにいたしますならば、八條の規定によつて武器を使用した場合は、刑法三十五條の法令によりなしたる行為に當るのか、それならば

三十五條の規定によつて当然無罪。武器を使用したけれどもそれがいわゆる正当防衛になるかならぬかという、過剰防衛になるかならぬかというような問題を三十五條三十七條で解釈するのだといふことであらば、今三十五條の規定によつて当然正当防衛というようないふ疑いを生ずるような八條は設けん方がよいといふことになる。その辺を一つ説明して下さい。

○鬼丸義賢君 尚、その説明のときに御説明を願ひたいと思ひます。刑法三十六條によりまして急迫不正の侵害による鉄道の公安職員に對しまする場合に、正当なる行為による場合であつても尚且つこの規定によつて殺害してもよろしいのだ、いわゆるこれは正当防衛と違ふところがあります。特に正当防衛であり「急迫不正の侵害に對し」それを除いただけ違ふのであります。不正でなく正当なる行為に對しまする場合におきましては殺害して取立て法令上のこの規定によつて罪でないか、これはどうして一体そこまで棄越えて飛躍的に行かなければならぬか、この理由がいずれにあるのであります。正当なる行為である場合であつても、少くともその生命身体を保護することについて止むを得ないことができたときには正当なる行為であつても尚且つそれを殺傷して罪となることはいふのかどうか。それも合わせて御説明をお願いしたいと思います。

○委員長(北村一男君) ちよつと一松委員にお尋ねいたしますが、御質問のうち政府委員の答弁を要求するといふ言葉もございましたが、この法案は衆議院の議員提出でありまして、只今ここにおいでの方は衆議院の

法務委員長を始め法務委員の方でございますから、先刻お答になりましたのは猪俣委員がお答になりましたが、猪俣委員から只今の御質問に對してお答を頂くことにして差支えございませんか。

○一松定吉君 結構です、誰でもいいから疑いを解いて頂ければ構ひません。

○衆議院議員(猪俣浩三君) 私は立法の狙ひ所が、刑法のそれとこの八條とは違ふ、刑法は或る犯罪行為と見受けられる行為があつた場合には違法を訴却するといふ観点から規定されておるのであります。第八條はこういう場合に限つて武器を使用する、こういう場合は使用してはならないといふ、してはならないといふこの公安官に對する一つの命令、こういう場合には使用してはならない、こういう場合には使用してはならないといふことを規定した、それを越えて三十五條以下のものとする関連あるかは、これは一般の刑法の概念で行つて差支えないところであり、この八條があるがために刑法三十五條以下の規定があるために刑法三十五條以下が何かこう排斥されるような状態が起ると思ふのでありますけれども、ただこういう場合には武器を使用してはならないといふ観点からの規定したのであつて、一般の違法訴却原因があるとかないとかいふことを規定しておるのじやないかといふのが私の趣旨であります。そこで今さつき佐藤委員のお答もございましたように、防衛について非常に制限されておる点が一つあると共に、尙免死して他人を殺傷

したときのみ違法訴却の問題が起つて来る。但し免死したために他人を殺傷しないやうなことであつても、それはこの八條があれば八條違反になる。そういう点からいふと刑法の違法訴却原因よりも尙免死が嚴重になつておるとも考えられるのであるから、これは武器使用の方面から書いたものであつて刑法の一般原則と何ら矛盾してないし、それを排除しておるものじやないといふふうに御了解を願ひたいといふ意味で申上げたのであります。

○一松定吉君 それならばあなたにもう一点お尋ねいたしますが、そうするとこの八條は武器を使用することの必要のある場合は使用してもいいといふことになつておるものであります、三十五條の關係はどうなりますか、それを説明して下さい。

○衆議院議員(猪俣浩三君) それと刑法とは、僕は刑法の三十五條と矛盾対立しておるものじやないと思ふのであります。あなた方が矛盾対立しておると言ふことが我々にはどうもよく分らない、矛盾対立しておるものじやない。そして刑法の三十五條以下を適用するには、それが止むを得なかつたかどうかといふやうなことを審議して、そして初めて刑法の三十五條以下の問題が出て来ると思ふので、狙ひはこういう場合以外に使つちやならないといふ一つの意味において、訓示的であるから國民が守らなくともいいものを作つたわけでもない。ただ武器使用に對して公安官に對する一つのやういふ命令をこの法律で出しておる。こういう場合以外に使つちやならないといふ命令を出しておるわけで、刑法の規定と私

は関連せしめる必要がないと思ふ。これは過剰防衛なり、或いは越権行為があつたりする場合にほよろしく刑法の原則に従つて処断されるべきである。何も矛盾してないといふ私はこう考えます。

○一松定吉君 矛盾してないといふから尙私は非常に危険な法律だと言ふ。この八條の規定と刑法三十五條の規定と矛盾してないといふことになると、これは八條によつて武器を使用した場合には三十五條の法令によつて正当防衛権の行使であるといふことになり、矛盾しておるということになると、八條の規定で武器を使用して人を殺した場合には、それが直ぐに三十五條の正当防衛にならぬといふやうなときに矛盾しておるということになるのだから、あなたの言ひによつて矛盾しておらんといふことになると、八條の法令によつて認められた行為によつて人を殺傷した、それは三十五條と矛盾してないことによつてその行為は正当防衛だといふことになると大変危険です。あなたの言ひによつて矛盾しておるとかおらんとかいふお言葉は、今私の言ひ言葉が違ふのか、或いはそうでなくてこの八條の規定があつても刑法の正当防衛の規定と互いに照し合はせて合法的に解釈するのだという意味のことか、その点がよく分らんが、矛盾しておらんといふことになるとそれは正直に解釈すると、この八條の規定によつて人を殺した、法令による行為である、だから三十五條の法令によつてなした行為はこれを罰せずだから正当防衛だといふことになる、そこはどうか、それを説明して下さい。

○衆議院議員(猪俣浩三君) そういう

したときのみ違法訴却の問題が起つて来る。但し免死したために他人を殺傷しないやうなことであつても、それはこの八條があれば八條違反になる。そういう点からいふと刑法の違法訴却原因よりも尙免死が嚴重になつておるとも考えられるのであるから、これは武器使用の方面から書いたものであつて刑法の一般原則と何ら矛盾してないし、それを排除しておるものじやないといふふうに御了解を願ひたいといふ意味で申上げたのであります。

○衆議院議員(猪俣浩三君) それと刑法とは、僕は刑法の三十五條と矛盾対立しておるものじやないと思ふのであります。あなた方が矛盾対立しておると言ふことが我々にはどうもよく分らない、矛盾対立しておるものじやない。そして刑法の三十五條以下を適用するには、それが止むを得なかつたかどうかといふやうなことを審議して、そして初めて刑法の三十五條以下の問題が出て来ると思ふので、狙ひはこういう場合以外に使つちやならないといふ一つの意味において、訓示的であるから國民が守らなくともいいものを作つたわけでもない。ただ武器使用に對して公安官に對する一つのやういふ命令をこの法律で出しておる。こういう場合以外に使つちやならないといふ命令を出しておるわけで、刑法の規定と私

は関連せしめる必要がないと思ふ。これは過剰防衛なり、或いは越権行為があつたりする場合にほよろしく刑法の原則に従つて処断されるべきである。何も矛盾してないといふ私はこう考えます。

○一松定吉君 矛盾してないといふから尙私は非常に危険な法律だと言ふ。この八條の規定と刑法三十五條の規定と矛盾してないといふことになると、これは八條によつて武器を使用した場合には三十五條の法令によつて正当防衛権の行使であるといふことになり、矛盾しておるということになると、八條の規定で武器を使用して人を殺した場合には、それが直ぐに三十五條の正当防衛にならぬといふやうなときに矛盾しておるということになるのだから、あなたの言ひによつて矛盾しておらんといふことになると、八條の法令によつて認められた行為によつて人を殺傷した、それは三十五條と矛盾してないことによつてその行為は正当防衛だといふことになると大変危険です。あなたの言ひによつて矛盾しておるとかおらんとかいふお言葉は、今私の言ひ言葉が違ふのか、或いはそうでなくてこの八條の規定があつても刑法の正当防衛の規定と互いに照し合はせて合法的に解釈するのだという意味のことか、その点がよく分らんが、矛盾しておらんといふことになるとそれは正直に解釈すると、この八條の規定によつて人を殺した、法令による行為である、だから三十五條の法令によつてなした行為はこれを罰せずだから正当防衛だといふことになる、そこはどうか、それを説明して下さい。

○衆議院議員(猪俣浩三君) そういう

したときのみ違法訴却の問題が起つて来る。但し免死したために他人を殺傷しないやうなことであつても、それはこの八條があれば八條違反になる。そういう点からいふと刑法の違法訴却原因よりも尙免死が嚴重になつておるとも考えられるのであるから、これは武器使用の方面から書いたものであつて刑法の一般原則と何ら矛盾してないし、それを排除しておるものじやないといふふうに御了解を願ひたいといふ意味で申上げたのであります。

○衆議院議員(猪俣浩三君) それと刑法とは、僕は刑法の三十五條と矛盾対立しておるものじやないと思ふのであります。あなた方が矛盾対立しておると言ふことが我々にはどうもよく分らない、矛盾対立しておるものじやない。そして刑法の三十五條以下を適用するには、それが止むを得なかつたかどうかといふやうなことを審議して、そして初めて刑法の三十五條以下の問題が出て来ると思ふので、狙ひはこういう場合以外に使つちやならないといふ一つの意味において、訓示的であるから國民が守らなくともいいものを作つたわけでもない。ただ武器使用に對して公安官に對する一つのやういふ命令をこの法律で出しておる。こういう場合以外に使つちやならないといふ命令を出しておるわけで、刑法の規定と私

は関連せしめる必要がないと思ふ。これは過剰防衛なり、或いは越権行為があつたりする場合にほよろしく刑法の原則に従つて処断されるべきである。何も矛盾してないといふ私はこう考えます。

○一松定吉君 矛盾してないといふから尙私は非常に危険な法律だと言ふ。この八條の規定と刑法三十五條の規定と矛盾してないといふことになると、これは八條によつて武器を使用した場合には三十五條の法令によつて正当防衛権の行使であるといふことになり、矛盾しておるということになると、八條の規定で武器を使用して人を殺した場合には、それが直ぐに三十五條の正当防衛にならぬといふやうなときに矛盾しておるということになるのだから、あなたの言ひによつて矛盾しておらんといふことになると、八條の法令によつて認められた行為によつて人を殺傷した、それは三十五條と矛盾してないことによつてその行為は正当防衛だといふことになると大変危険です。あなたの言ひによつて矛盾しておるとかおらんとかいふお言葉は、今私の言ひ言葉が違ふのか、或いはそうでなくてこの八條の規定があつても刑法の正当防衛の規定と互いに照し合はせて合法的に解釈するのだという意味のことか、その点がよく分らんが、矛盾しておらんといふことになるとそれは正直に解釈すると、この八條の規定によつて人を殺した、法令による行為である、だから三十五條の法令によつてなした行為はこれを罰せずだから正当防衛だといふことになる、そこはどうか、それを説明して下さい。

○衆議院議員(猪俣浩三君) そういう

したときのみ違法訴却の問題が起つて来る。但し免死したために他人を殺傷しないやうなことであつても、それはこの八條があれば八條違反になる。そういう点からいふと刑法の違法訴却原因よりも尙免死が嚴重になつておるとも考えられるのであるから、これは武器使用の方面から書いたものであつて刑法の一般原則と何ら矛盾してないし、それを排除しておるものじやないといふふうに御了解を願ひたいといふ意味で申上げたのであります。

私はその第八條と刑法の三十五條、三十六條、三十七條の解釈問題につきまして、これを論ずる前に一応武器といふものにつきまして、武器というものの性質、何がために今回鐵道公安職員に武器を持たしたか、これをもう一度、委員長の説明もありましたが詳細に亘りませんので御説明申し上げますと、それがお分りになりますとこの八條の規定がなぜ生じたかということが御了解願えるのじやないか、こゝを思うわけであります。

御存知でありますように第七條によ

序の公的な立場において、この武器の御解釈を考へて頂かなければならぬと思ひます。この武器は擁護すると同時に武器であります以上は多少攻撃というものが考えられます。防禦と同時に攻撃が考えられなければなりません。併しその場合に鐵道公安官に攻撃まで含めて武器を持たすのが、相手を攻撃する場合にその武器を使つていいかどうか、これは大きな解釈上の問題が起きて来るのであります。若し第八條の規定が設けられるといたしますと、そのした趣旨の下に鐵道公安官に小型武器

を和千鶴万壽承知してある。その通り結構です。それならば今八条の規定をお設けになることも結構だが、この八条をこのままの規定では、今我々が言つておるように三十五条三十六条三十七条の適用について疑問が起るの条です。だから疑問の起らないような条文にこの八条をもう少し修正をして頂くとすれば異論も何もないのです。この八条がこのままであるが故に刑法第三十五条の疑問が起つて来るのです。この八条の規定を設けるのがいいとか悪いとかという問題ではないのであり

けることにはいたしませう。

○委員長(北村一男君) 鬼丸委員の御質問に対するお答えを。

○衆議院議員(佐瀬昌三君) この第八條が訓示の規定であるということと、刑法三十五条の關係がどうなるかという点については何ら矛盾するものではないと申上げたいのであります。訓示の規定であるが故に鉄道公安職員はこれだけ守ればいいというのでは断じてないものであります、すべて憲法以下それ／＼法令の命ずるところに従わな

制されて行くものである、かように解釈して差支えないと思います。ただ問題は先程も鬼丸委員が指摘されたように、急迫不正の侵害という文字がこの第八条にはないのに、鉄道公安職員がただ自己又は他人の生命又は身体の保護に關してやつた場合はどうなるかという御疑問は、これは一応御尤もであると思うのであります。併しながら大体これは鉄道犯罪の捜査の過程における出来事であります故に第八条は「この職務を行うに當り」ということを諷

つております。然して又一方においては「やむを得ない必要がある場合」というふうに限定しております。つまり鉄道犯罪を行うものがある場合にこれを捜査するに際して「やむを得ない必要がある場合」というふうになるのであります。この字句の意義についてはこれ又相対的、な疑問があると思ひますが、やはりやむを得ない必要性というところはたゞ拳銃を使用する、その外に手段がないというふうな意味に限るべきではなくして、やはりこれも判例、学説等ですでに明確にされておりますように、いわば武器を使用することがその具体的な場合において相当である、いわゆる相当性がなければならぬというふうに相成ることと考えるのであります。要するに犯罪捜査に當つて、而も生命、身体という重大な法益を保護するために尚且つ必要性があり、而もそれが相当であるという場合に限つてこれが武器の使用が許されるのだということになり、それが実質的にはやはり刑法の問題になつた場合には三十五条或いは三十六条等の正当行為なり、正当防衛なりに概念的には一致すべき場合が多い。併しそれは先程猪俣委員も言いましたようにそれが犯罪になるや否や、公安職員の行動が犯罪になるや否や、この違法性を阻却するや否や、という問題に當面した場合に、それが初めて起る問題でありまして、第八條はそういう場合の起らないように、嚴に武器使用を一定の基準によつてなされなければならないという訓示的なことを海上保安行法等と相並んでここに明確にしたというのが、この第八條の立法趣旨である、かように御了承願います。

○委員長(北村一男君) よろしうございますか、それで。
○鬼丸義齊君 はい。
○一松定吉君 もう一つだけです。今佐瀬さんのお話よく分りましたが、あなたの今の見解で八条はいわゆる刑法三十五條の法令による行為だとこれをお認めになつた。そうするとそこで私は、八條の規定で発砲したような場合に人を傷害をしたとか、殺人をしたとかいふ事件は、三十五條で正当防衛で無罪であるというふうなことではないから、そうかといつて三十五條の規定を今この公安職員の銃器携帯について改正はできないのですから、三十五條の原則は大原則だからこのままにして置いて、三十五條の規定に嵌まらないように違法とか或いは越権とかいふような場合には、八條をもう少し疑ひの起らないように修正をして、そうしていろいろな疑問を解くことがよろしいというあなたのお隣りの委員の方からのお話もあつて、私も賛成したのでありますが、あなたもやはりそういう御意見ではありませんか。
○衆議院議員(佐瀬昌三君) 私共はこの規定を、十分一松委員の御疑問を予防し得る、又これで運用に過ちなければ妥当な法であるというふうに考えたのであります。尚参議院法務委員会の方でさうな点について慎重に修正されようというならば決して異議はございせん。
○一松定吉君 委員長質問は終りました。
○鬼丸義齊君 一点だけ、この刑法の三十五條中にあります正当行為をこの中から特に除きました趣旨はどこにありますか。急迫不正の侵害が正当防

衛の条件になつております。この八條によります場合には正当、不正に拘わらずこの条件がある場合には直ちにそれが法令行為になります。正当なものの特に出た趣旨はいずれにあるや否や、これが第一点。
尚私共は提案者の方の説明なされる各委員が衆議院の法務委員会の各委員であるといふことは存じ上げなかつた、それ故質問が少しどうも外れた嫌ひがございます。言葉の過ぎました点はこの際お詫びいたしておきます。
○衆議院議員(佐瀬昌三君) 先程も一言申し上げたのでありますが、三十五條以下が正当防衛に當るわけでありまして、第八條に基いた場合は一松委員も御指摘されたように、これは法令による行為といふふうに刑法上は問題にならぬと思ひます。ただ鬼丸委員がこの八條において正当行為に対する武器使用が許されるかどうかという点を御疑問になつておられるように存じますので、その点を御説明申し上げますが、これは先程も簡単に申し上げたのであります。公安職員の職務執行でありまして、それ以外の場合は違法であり侵害であるといふことは当然であると思ひます。この鉄道公安職員がその捜査上、生命身体の保護上止むを得ないという場合にだけに武器の使用を限定する。でありますから決してこれは無条件にすべての正当行為に對してまでも武器使用を許すというのでは断じてないのでありますから、その点も御了承願いたしますか。
○委員長(北村一男君) よろしうござ

います。
○鬼丸義齊君 よろしうございます。
○一松定吉君 そこで佐瀬さんに伺いたいのですが、第八條の「やむを得ない必要がある場合」といふのは主観的でしようね。発砲するその人が俺は止むを得ないと認めたときですか、或いは警察官等職務執行法の第六條に「已むを得ないと認めるときは、合理的に必要と判断される限度において」といふ条件がありますね、これは客観的に合理的と判定できますね。この八條の方の「やむを得ない必要がある場合」といふのは、主観的に自分だけがそう思つて発砲すればこれでよいのですか、そこはどうなつておりますか。
○衆議院議員(佐瀬昌三君) これは解明問題であります。要するに止むを得ないといふのは、武器を使用することと客観的諸条件の上に立つて見て相当であるといふふうに、これは客観的に決まるべき問題であります。ただその客観的に決まるべき問題を、鉄道公安職員がその場合に當るのだという判断の上に武器を使用することに成りますから、その行動の際の判断は勿論主観的だ、併し判断されるのは客観的に決まるのだ。
○一松定吉君 相当といふのは犯意論ですね、犯意がなかつたといふことになりませんか。俺が丁度止むを得ないと思つて発砲した、この場合犯意の意志はないのですね。そうして見ると犯意がないから犯罪は成立せんといふことになる。どういふふうになるか。この解釈だけでは犯意を阻却することになると思ふかどうか。
○衆議院議員(佐瀬昌三君) 刑法の一般理論に従えば二つの解釈がある。犯意論、いわゆる誤認したのだ。誤つた

認識をしたのだからそこに犯意はないといふ行き方は要するに違法性を阻却する問題です。違法性といふのは客観的な価値判断の問題である。であるから止むを得ないと判断して不当にその件を出た行為は、法の全精神から見て違法であるといふふうに、今度は客観的な問題として取扱われる。犯意論は主観的な問題でありますけれども、違法の問題としては客観的な問題として取扱われるといふふうに二本建てになつておるのであります。これは恐らく一松委員もしばしば法廷で御論議なされた点だと思ひます。
○一松定吉君 それならばそういう疑ひの起らんようにもう少し修正した方がいいのではないかと。
○衆議院議員(佐瀬昌三君) 私共も可なり苦心したつもりであります。参議院法務委員会において尚よいお考えがあるならば、是非これに御修正願ひたいと思ひます。
○一松定吉君 質問終了。
○委員長(北村一男君) もうよろしうございますか。
それではこの同法案については明日午後一時から委員会を開きまして更に続行いたしたいと存じます。
本日はこの程度で散会いたします。
午後零時二十一分散会
出席者は左の通り。
委員長 北村 一男君
理事 鬼丸 義齊君
委員 佐藤 義詮君
鈴木 安孝君
長谷山行毅君
山田 佐一君
棚橋 小虎君
岡部 常君

衆議院議員

法務委員長

一松 定吉君
安部 俊吉君
佐瀬 昌三君
田嶋 好文君
猪俣 浩三君

七月二十一日日本委員会に左の事件を付託された。

一、郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願の請願(第四号)

一、立川市に東京地方裁判所等の支部設置の請願(第一三四号)

第四号 昭和二十五年七月十二日受理

郡山市に仙台高等裁判所支部設置の請願

請願者 福島県郡山市長 本間善

庫外一名
紹介議員 橋本高右衛門君

裁判所法によつて裁判所の構成と事件の管轄が変更されたため交通の不便な地方の者は、経済事情や交通難から控訴の申立を取り止めることとなつて、憲法第三十二条の趣旨にも反するから、地理的に見て東北の要地であり、発展の必然性として訴訟件数も増加の傾向にある郡山市に仙台高等裁判所支部を設置せられたとの請願。

第一三四号 昭和二十五年七月十四日受理

立川市に東京地方裁判所等の支部設置の請願

請願者 東京都立川市長 中島舜

司外二十名
紹介議員 岡本愛祐君

現在立川、八王子二市、三多摩郡は

第四部 法務委員会會議録第三号

昭和二十五年七月二十五日【参議院】

東京地方裁判所、東京家庭裁判所、東京地方検察庁の各八王子支部の管轄となつてゐるが、立川市は国際空港としての位置極めて重大で、立川支部設置で予想される乙号事件数は八王子支部の残存事件数より多くなり、しかも八王子市が一方に偏在しているため不便を感じている住民が多い。また、立川、八王子両駅間は電車で四十五分の長距離にあるので出頭、護送等による時間、労力、経費の徒費が多く人権尊重の立場上からも遺憾であるから、立川、武蔵野二市と近在の三十四町村を管轄区域とする東京地方裁判所、東京家庭裁判所、東京検察庁各立川支部を設置せられたいとの請願。

七月二十二日本委員会に左の事件を付託された。

一、土地家屋調査士法案(案)

一、鉄道公安職員の職務に関する法律案(案)

土地家屋調査士法案

土地家屋調査士法

(目的)

第一条 この法律は、不動産登記の基礎である土地台帳及び家屋台帳の登録事項の正確さを確保するため、土地家屋調査士の制度を定め、その業務の適正を図ることを目的とする。

(業務)

第二条 土地家屋調査士(以下「調査士」といふ)は、他人の依頼を受けて、土地台帳又は又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業とする。

(資格)

第三条 左の各号の一に該当する者は、調査士となる資格を有する。

一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校又は旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による実業学校において測量に関する科目を修め、その学校を卒業し、測量に關し二年以上の実務の経験を有する者

二 測量士又は測量士補となる資格を有する者

三 土地家屋調査士試験に合格した者

(欠格事由)

第四条 左に掲げる者は、調査士となる資格を有しない。

一 禁以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつてから二年を経過しない者

二 禁治産者又は準禁治産者

三 公務員であつて懲戒免職の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

四 第十三条の規定により登録の取消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

五 測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第五十二条第二号の規定により、登録のまつ消の処分を受け、その処分の日から二年を経過しない者

(土地家屋調査士試験)

第五条 法務総裁は、毎年一回以上、土地家屋調査士試験を行わなければならない。

2 前項の試験は、土地台帳及び家屋台帳の登録に關して必要な知識及び技能について行う。

3 法務総裁は、第一項の実施について建設大臣の意見を聞かなければならない。

4 第一項の試験を受けようとする者は、政令の定めるところにより、受験手数料を納めなければならない。

(登録)

第六条 調査士となる資格を有する者が調査士となるには、その事務所を設けようとする地を管轄する法務局又は地方方法務局に備えた土地家屋調査士名簿に登録を受けなければならない。

(登録の申請)

第七条 前条の登録を受けようとする者は、調査士となる資格を証する書類を添えて、当該法務局又は地方方法務局の長に登録の申請をしなければならない。

2 登録の申請をするには、政令の定めるところにより、登録手数料を納めなければならない。

(登録の取消)

第八条 調査士が左の各号の一に該当する場合には、その事務所の所在地を管轄する法務局又は地方方法務局の長は、その登録を取り消さなければならない。

一 その業務を停止したとき

二 死亡したとき

三 調査士となる資格を有しないことが判明したとき

四 第四条第一号、第二号、第四号又は第五号に該当するに至つたとき

(事務所)

第九条 調査士は、法務府令の定める基準に従い、事務所を設けなければならない。

2 調査士は、他の法務局又は地方方法務局の管轄区域内に事務所を移転しようとするときは、その法務局又は地方方法務局の長に登録の移転の申請をしなければならない。

(帳簿及び書類)

第十条 調査士は、法務府令の定めるところにより、業務に關する帳簿を備え、且つ、関係書類を保存しなければならない。

(依頼に應ずる義務)

第十一条 調査士は、正当な事由がある場合でなければ、依頼を拒んではならない。

(虚偽の調査、測量の禁止)

第十二条 調査士は、その業務に關して虚偽の調査又は測量をしてはならない。

(懲戒)

第十三条 調査士がこの法律又はこの法律に基く命令に違反したときは、その事務所のある所在地を管轄する法務局又は地方方法務局の長は、左に掲げる処分をすることができ

一 戒告

二 一年以内の業務の停止

三 登録の取消

2 法務局又は地方方法務局の長は、前項第二号又は第三号の処分をしようとするときは、当該調査士の請求により、その出頭を求めて公開による聴問を行わなければならない。

3 法務局又は地方方法務局の長は、

前項の職問を行う場合には、その処分の原因と認められる事実並びに職問の期日及び場所を、その期日の二週間前までに当該調査士に通知しなければならない。

4 法務局又は地方法務局長は、当該調査士が正当な理由がなく職問の期日に出頭しないときは、職問を行わないで、第一項第二号又は第三号の処分をすることができ。

(調査士)
第十四条 調査士は、法務局又は地方法務局長の管轄区域ごとに、会則を定めて、土地家屋調査士会(以下「調査士会」という。)を設けることができる。

2 調査士会は、調査士の品位を保持し、その業務の改善進歩を図るため、会員の指導及び連絡に関する事務を行うことを目的とする。

(調査士の会則)
第十五条 調査士の会則には、左の事項を記載しなければならない。

一 名称及び事務所の所在地
二 会の代表者その他役員に関する規定

三 会則に関する規定
四 調査士の報酬の基準に関する規定

五 調査士の業務執行及び品位保持に関する規定
(調査士の会則)

第十六条 調査士の区域内に事務所を有する調査士は、その調査士会の会員となることができる。

(調査士会連合会)
第十七条 調査士会は、共同して特

定の事項を行うため、会則を定めて、全国を単位とする土地家屋調査士会連合会を設けることができる。

(法務府令への委任)

第十八条 この法律に定めるもののほか、調査士の試験、登録及び業務執行に関し必要な事項は、法務府令で定める。

(非調査士の取替)

第十九条 調査士でない者は、第二十条に規定する土地又は家屋に関する調査、測量又はこれらの結果を必要とする申告手続をすることを業とすることができない。

2 調査士でない者は、土地家屋調査士又はこれに紛らわしい名称を用いてはならない。

(罰則)
第二十条 調査士となる資格を有しない者が、法務局又は地方法務局長の長に対し、その資格につき虚偽の申請をして土地家屋調査士名簿に登録させたときは、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

第二十一条 第十一条の規定に違反した者は、二万円以下の罰金に処する。

第二十二条 第十二条の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十三条 第十九条第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

2 第十九条第二項の規定に違反した者は、五千円以下の罰金に処する。

附 則
この法律は、土地台帳法等の一

部を改正する法律(昭和二十五年法律(第 号)施行の日から施行する。

2 この法律施行の際現に土地台帳又は家屋台帳の登録につき必要な土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続をすることを業としていた者は、昭和二十七年九月三十日までは、この法律の適用については、調査士とみなす。

3 昭和二十六年三月三十一日までに左の各号の一に該当する者は、同年六月三十日までに法務局又は地方法務局長の長の選考を受け、調査士となるにふさわしい知識及び技能を有すると認められたときは、第三条の規定にかかわらず、調査士となる資格を有する。

一 土地又は家屋に関する調査、測量又は申告手続に関し七年以上の実務の経験を有する者
二 第三条第一号に規定する学校に準ずる学校において測量に関する課目を修め、その学校を卒業し、測量に関し三年以上の実務の経験を有する者

4 前項の選考を受けようとする者は、政令の定めるところにより、選考手数料を納めなければならない。

5 法務局又は地方法務局長の長は、第三項の選考にあつては、建設省地理調査所の長の意見を聞かなければならない。

6 第三項第二号の学校は、法務総裁が文部大臣の意見を聞いてこれを定める。

7 昭和二十五年においては、第五条第一項の規定にかかわらず、土

地家屋調査士試験を行わない。
8 法務府設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。
第八條第三項第八号を次のように改める。
八 司法書士及び土地家屋調査士に関する事項
別表中「公証人審査会」の項の次に次の一項を加える。

土地家屋調査士試験委員
土地家屋調査士試験に関する事務をつかさどる。

鉄道公安職員の職務に関する法律
鉄道公安職員の職務に関する法律

(職務)
第一条 日本国有鉄道の施設内において公安維持の職務を掌る日本国有鉄道の役員又は職員で、法務総裁と運輸大臣が協議をして定めるところに従い、日本国有鉄道総裁の推せんに基づき運輸大臣が指名した者は、これを鉄道公安職員と称し、日本国有鉄道の列車、停車場その他鉄道施設内における犯罪並びに日本国有鉄道の運輸業務に対する犯罪について捜査することができる。

(捜査の場所的制限)
第二条 前条の捜査は、日本国有鉄道の列車、停車場その他鉄道施設以外の場所においては、行うことができない。

(刑事訴訟法の準用)
第三条 鉄道公安職員の捜査に関しては、その法律に別段の定めがある場合を除く外、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第三十一号)に規定する司法警察職員の捜査に関する規定を準用する。但し、現行犯人又は被疑者を逮捕した場合に、これを検察官又は警察職員に引致しなければならない。

(所管区域)
第四条 鉄道公安職員は、捜査に関し、その所属する事務所の所管区域外で職務を行うことはできない。但し、列車警乗その他政令の定めるところにより特別の必要がある場合は、この限りでない。

(協力)
第五条 鉄道公安職員と警察職員とは、その職務に関し、互に協力しなければならない。

(監督)
第六条 鉄道公安職員の捜査に関する職務は、運輸大臣が監督する。

(武器の携帯)
第七条 鉄道公安職員は、その職務を行うため、小型武器を携帯することができ。

(武器の使用)
第八条 鉄道公安職員は、その職務を行うに当り、特に自己又は他人の生命又は身体保護に関し、やむを得ない必要がある場合を除いては、武器を使用してはならない。

附 則
この法律は、公布の日から施行する。

印刷者 印刷 庁

参議院事務局

昭和二十五年八月三日発行

昭和二十五年八月四日印刷